

京都市告示第353号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年10月29日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
松ヶ崎東通	左京区松ヶ崎正田町16番地の3地先から	旧	メートル 48.80	メートル 5.35 ~ 6.60
	同町16番地地先まで	新	48.80	10.99 ~ 17.50
松ヶ崎5号線	左京区松ヶ崎久土町5番地地先から	旧	158.50	11.00 ~ 12.48
	同区松ヶ崎正田町7番地の11地先まで	新	158.50	8.20 ~ 12.10

(建設局土木管理部道路明示課)